

令和 7 年度狩猟免許試験及び狩猟免許更新に係る適性検査・講習の実施

令和 7 年度の狩猟免許試験並びに狩猟免許更新に係る適性検査及び講習を次のとおり実施します。なお、開催日程の詳細については、令和 7 年 4 月 18 日付けの秋田県公報掲載と県ホームページ等で情報提供しています。

1 狩猟免許の種類

- (1) 網猟免許 : 網（むそう網、はり網、つき網、なげ網）を使用する猟法
- (2) わな猟免許 : わな（くくりわな、はこわな、はこおとし、囲いわな）を使用する猟法
- (3) 第一種銃猟免許 : 銃器（装薬銃および空気銃）を使用する猟法
- (4) 第二種銃猟免許 : 空気銃を使用する猟法

〔受験資格・更新対象〕

次のいずれかに該当する者は狩猟免許を取得することができません。また、狩猟免許更新は、令和 7 年 9 月 14 日で有効期間が満了する狩猟免許を受けている者で、次の①、③に該当しない者が対象となります。

- ① 秋田県内に住所を有しない者
- ② 20 歳に満たない者（ただし、網・わな猟にあっては 18 歳に満たないもの）
- ③ 以下の 5（1）④ア～ウのいずれかに該当する者
- ④ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣保護法」という。）またはこの法律に基づく命令の規定に違反して罰金刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過しない者
- ⑤ 鳥獣保護法または、この法律に基づく命令の規定に違反して狩猟免許を取り消され、その取り消しの日から 3 年を経過しない者
- ⑥ 不正の手段によって狩猟免許試験を受け、または受けようとしたため、その狩猟免許試験の停止、または合格の決定の取り消し処分を受け、3 年以内で定められた狩猟免許試験の受験禁止期間を終えていない者

2 狩猟免許試験

〔試験科目〕

- ① 知識試験
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護管理に関する知識について行います。
- ② 適性試験
視力、聴力及び運動能力について行います。

③ 技能試験

狩猟免許の種類に応じ、猟具の取扱い、鳥獣の判別、距離の目測（第一種銃猟、第二種銃猟のみ）等の課題について行います。

3 狩猟免許の更新に係る適性検査及び講習

〔適性検査及び講習の内容〕

① 適性検査

視力、聴力、及び運動能力について行います。

② 講 習

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護管理について、3時間の講習を行います。

4 狩猟免許試験の受験及び狩猟免許更新に係る手数料

狩猟免許試験（網猟、わな猟、第一種銃猟、第二種銃猟）の受験については、1件 5,200円。

（ただし、有効期間内にある他の狩猟免許を所持している場合は、1件3,900円。）

狩猟免許更新については、1件 2,900円。

それぞれ手数料相当額のキャッシュレス決済又は秋田県収入証紙により申請時に納付してください。

5 狩猟免許試験の受験及び狩猟免許の更新に必要な書類

（1） 狩猟免許試験の受験

① 狩猟免許申請書（様式第1号） 1部 （押印不要）

② 受験票用の写真 1枚 （申請前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの。）

③ 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可（以下「猟銃・空気銃所持許可」という。）をお持ちの方は、その許可証の写し 1部

※第一種銃猟免許、第二種銃猟免許の受験の場合

④ 次のア～ウに該当しない旨の医師の診断書 1部 （発行日から6か月以内のもの。ただし、前項③の猟銃・空気銃所持許可を現に受けている場合は添付不要。）

ア 統合失調症、そううつ病、てんかんその他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかっている者

イ 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

ウ 自己の行為の是非を判別し、もしくはその判別に従って行動する能力がない、又は著しく低い者

(2) 狩猟免許の更新

- ① 狩猟免許更新申請書（様式第2号） 1部 **（押印不要）**
- ② 受講票用の写真 1枚 （申請前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの。）
- ③ 更新を受けようとする狩猟免許
- ④ 猟銃・空気銃所持許可の許可証をお持ちの方は、その写し 1部
※第一種銃猟免許、第二種銃猟免許の更新の場合
- ⑤ 次のア～ウに該当しない旨の医師の診断書 1部 （発行日から6か月以内のもの。ただし、前項②の猟銃・空気銃所持許可を現に受けている場合は添付不要。）
ア 統合失調症、そううつ病、てんかんその他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかっている者。
イ 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
ウ 自己の行為の是非を判別し、もしくはその判別に従って行動する能力がない、又は著しく低い者

6 申請書用紙の交付

狩猟免許申請書及び狩猟免許更新申請書の用紙は狩猟免許試験日並びに狩猟免許更新に係る講習及び適性検査日（以下「狩猟免許更新日」という。）の7日前まで、秋田県生活環境部自然保護課及び各地域振興局森づくり推進課において交付します（土・日曜日、祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで）。または、秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット（コンテンツ番号71737）」から申請書用紙をダウンロード（両面印刷）して使用してください。

なお、郵送により申請書の用紙を請求する場合は、封筒の表に「狩猟免許申請書請求」又は「狩猟免許更新申請書請求」と朱書し、110円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒を同封してください。

7 申請書類の提出期間及び提出場所

- (1) 申請書類は、狩猟免許試験日又は狩猟免許更新日の7日前までに住所地を所管する地域振興局農林部森づくり推進課に提出してください。
- (2) 申請書類を直接持参する場合の受付時間は(1)の期間（土・日曜日、祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとします。
- (3) 申請書類を郵送する場合は、封筒の表に「狩猟免許試験」又は「狩猟免許更新」と朱書し、書留郵便で送付してください。この場合は、狩猟免許試験日又は狩猟免許更新日の7日前までに到着したものに限り受け付けします。

8 狩猟免許試験日及び狩猟免許更新日における受付

開始時刻の30分前から受け付けします。なお、当日は、狩猟免許試験にあっては、所管地域振興局長から交付された受験票を、狩猟免許更新講習にあっては、受講票を持参してください。

9 問い合わせ先一覧

<試験及び更新講習の申請手続きに関すること>

問い合わせ先名 郵便番号、住所 電話番号、FAX番号	【所管する市町村名】
鹿角地域振興局農林部森づくり推進課 〒018-5201 鹿角市花輪字六月田1番地 TEL 0186-23-2275 FAX 0186-23-6085	【鹿角市、小坂町】
北秋田地域振興局農林部森づくり推進課 〒018-3393 北秋田市鷹巣字東中岱76番地1 TEL 0186-62-1445 FAX 0186-62-9855	【大館市、北秋田市、上小阿仁村】
山本地域振興局農林部森づくり推進課 〒016-0815 能代市御指南町1番10号 TEL 0185-52-2181 FAX 0185-53-5565	【能代市、藤里町、三種町、八峰町】
秋田地域振興局農林部森づくり推進課 〒010-0951 秋田市山王四丁目1番2号 TEL 018-860-3381 FAX 018-860-3386	【秋田市、男鹿市、潟上市、五城目町、 八郎潟町、井川町、大潟村】
由利地域振興局農林部森づくり推進課 〒015-8515 由利本荘市水林366番地 TEL 0184-22-8351 FAX 0184-22-1176	【由利本荘市、にかほ市】
仙北地域振興局農林部森づくり推進課 〒014-0062 大仙市大曲上栄町13番62号 TEL 0187-63-6113 FAX 0187-63-6779	【大仙市、仙北市、美郷町】
平鹿地域振興局農林部森づくり推進課 〒013-8502 横手市旭川一丁目3番41号 TEL 0182-32-9505 FAX 0182-32-5117	【横手市】
雄勝地域振興局農林部森づくり推進課 〒012-0857 湯沢市千石町二丁目1番10号 TEL 0183-73-5112 FAX 0183-72-5541	【湯沢市、羽後町、東成瀬村】

<制度、全般について>

秋田県生活環境部自然保護課 鳥獣保護管理チーム 〒010-8570 秋田市山王四丁目1番1号 TEL 018-860-1613 FAX 018-860-3835
